

令和 8 年 3 月 22 日執行逗子市議会議員一般選挙における
当選の効力に関する異議申出についての口頭意見陳述 概要

1 日 時 令和 8 年 7 月 22 日（水）午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

2 開催場所 逗子市役所 4 階議会会議室

3 出席者

(1) 異議申出人

平野 和之 氏

(2) 参加人（傍聴人）

[REDACTED]

(3) 逗子市選挙管理委員会

菊池 尚 委員長、岸名 ゆみ子 委員、竹村 史朗 委員、熊倉 正顕 委員

(4) 逗子市選挙管理委員会事務局

青柳 大典 事務局長、岩佐 正朗 副主幹、稲垣 賢也 主事

4 議事録

【青柳事務局長】

これより公職選挙法第 216 条第 1 項によって準用する行政不服審査法第 31 条第 1 項の規定に基づく口頭意見陳述の手続きを開始する。まず、本日の出席者の紹介をする。

〈逗子市選挙管理委員会各委員及び事務局各職員 自己紹介〉

【青柳事務局長】

本口頭意見陳述の趣旨を申し上げる。令和 8 年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙が執行され、これに対し、令和 8 年 3 月 31 日に異議申出人から逗子市選挙管理委員会に対し、同選挙における「当選人 匂坂祐二氏、当選人 服部誠氏、当選人 伊東万美子氏の当選は無効であるとの決定を求める」として、「当選の効力」に対する異議申出が都合 3 件提出された。

その後、証拠書類等の提出があり、併せて口頭意見陳述の意思を確認したところ、「行いたい」という旨を確認したため、異議申出人に対して、口頭で意見を述べる機会を与え

るべく、本日時間を設けた。

次に本日の意見陳述の流れを説明する。本日の陳述は、1 件ごとに行う。順序は、勾坂氏の当選の効力について、服部氏の当選の効力について、伊東氏の当選の効力についての順で行い、各々質疑を併せて 30 分程度とする。参加人については、各々に関する意見陳述の時間で入れ替わることとなる。

まず、異議申出人から、当委員会に提出のあった「異議申出書」に基づき、意見陳述をお願いする。その後、選挙管理委員会及び選挙管理委員会事務局から異議申出人に対して質問を行う。

なお、本日は参加人として、[REDACTED]が出席する。各々自身に関する口頭意見陳述のパートのみ出席することとなり、傍聴としての出席のため発言は行わないよう、お願いする。

次に、異議申出人に対し、陳述にあたっての注意事項を申し上げる。陳述は、今回の異議申出に関連する事項のみを行うこと。特に、今回は提出のあった資料に基づいて、要点を押さえて簡潔に説明を行うこと。陳述については、本日の記録を作成するため、録音を行う。記録は一言一句を書き起こすものではなく、概要として作成をする。進行に関して、進行係の指示に従うこと。従わない場合は、この手続きを中止することになりえるため、注意すること。全体として想定時間を大幅に超過する場合等は、途中でであってもこの手続きを終了する。

冒頭で申し上げたが、この陳述は公職選挙法第 216 条第 1 項により準用する行政不服審査法第 31 条第 1 項の規定に基づき、逗子市選挙管理委員会及び逗子市選挙管理委員会事務局職員である我々が、異議申出人から意見を聴取するものである。従って、こちらから意見を示すことや説明を行うこと、質問に答える場ではないことを承知すること。

それでは、異議申出人に何う。本口頭意見陳述は、令和 8 年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙にかかる当選の効力に関する異議申出に関して実施するものである、ということでしょうか。

【平野氏】

はい。

【青柳事務局長】

異議申出人は、氏名を述べたうえで、今回の異議申出について、1 件目の勾坂祐二氏に関する陳述をはじめること。

【平野氏】

異議申出人の平野和之です。民法第 22 条及び公職選挙法上の住所解釈、最高裁判例並びに神奈川県選挙管理委員会の公式見解は、本日お手元に参考として配付したとおりである。その考えに基づき、それぞれの被申出人に関する部分について、説明を行う。

勾坂氏において、生活の重心がどちらにあるかという話では、民法第 22 条を原則とした場合、既に証拠書類として提出しているとおり、不動産登記簿においても住所が横須賀

になっている。[redacted]と思われる。住民票上、家族の5人は逗子にあったとされているが、証拠書類として提出した写真において、[redacted]と推測できる。また、[redacted]ことが推察でき、横須賀のマンションの方が生活感があり、生活の本拠がある。横須賀のマンションの不動産登記簿では、平成8年に[redacted]が読み取れる。

[redacted]住所を変更していないということになる。もし、それが変更しなければならぬものであれば、契約上の債務不履行となり、虚偽であることになる。

私が[redacted]に確認したところ、[redacted]

[redacted]と推測できる。新聞や週刊誌等の報道によると、匂坂氏が[redacted]の実家へ介護で行くこともあるようだが、発言の内容は曖昧であった。

昔は、逗子に家族全員で住んでいたようであるが、証拠として提出した写真のとおり、

[redacted]横須賀のマンションの写真と見比べると、横須賀に住むことは明らかである。

匂坂氏の父親が住んでいることは地域住民の誰もが一致することではあるが、家族5人の住民票が逗子にある場合であって、公共料金の使用が事業所分を除いて5人分に達しない場合、その時点で生活の重心は無いと判断できる。私は、民法22条の中では、公共料金は主たる判断基準ではないと思っているが、それを基準に判断する場合や5人分の住民票を逗子に置いている場合にあって、公共料金の使用が5人分なければ、偽装と同様であると考え。新聞によると、[redacted]と主張しているようだが、それであれば[redacted]

[redacted]享受していることにもなる。

また、目撃証言について

[redacted]との認識で一致している

[redacted]という[redacted]目撃証言や、先日の週刊誌の報道では、[redacted]目撃されている。

私は、昨年8月から調査を行い、翌月9月の一般質問の時に指摘したにもかかわらず、生活の重心論における住所の移住が完璧に終わっているとは到底言えない状況である。本来、住所というのは退路を遮断することだと思っている。昨年8月から今年6月までの公共料金を長期検証すれば、[redacted]

[redacted]と推察される。

私としては、遅かれ早かれ間違いなく「黒」となることを確信している。「黒」になっ

た場合は、最高裁判例より議員報酬、期末手当、政務活動費、視察費等の全てが全額返還請求されると認識している。以上で、陳述を終える。

【青柳事務局長】

1 件目の陳述が終了したため、異議申出人の陳述を受け、逗子市選挙管理委員会及び逗子市選挙管理委員会事務局から質問を行う。

【竹村委員】

証拠資料提出書に、「本人が『別荘は倉庫として使い、本人は使っていない、妻が出入りすることはあった』などとする弁明を完全に否定する」と記載があるが、どこからの情報か。

【平野氏】

神奈川新聞において、本人の弁明が記事になっていた。また、[REDACTED]別荘や倉庫として使っていると聞いた者もいた。

【青柳事務局長】

[REDACTED] というと具体的には、どういった方か。

【平野氏】

[REDACTED]
[REDACTED]

【竹村委員】

生活の重心論における退路を断つということをもう少し具体的に説明願いたい。

【平野氏】

生活の重心論について説明をすると法律論になるので、私が説明してよいものか不明であるが、民法では2拠点というものはなく必ず1拠点であるという考えである。つまり、住所というのは、100年の歴史の中で判例等に集約されているとおり、将来どちらに回歸するかということである。例えば、大企業に勤めてる人が単身赴任で北海道へ行き、その単身赴任が終わって戻るところ、すなわち家や家族があるところが重心論の2拠点時の考え方となる。一方で、例えばある人が北海道へ行き、そこで農業や漁業を始め、家族と関係が形骸化してしまう等戻る意思もなければ、本拠は移ったと見なす。それが、重心論の考え方である。市議会議員での宣誓制度の趣旨からすると、マンションを売り払う等した上で転居し、転居先で家族と一緒に住むことが政治家としての住所という認識である。このことが、2021年から導入された政治家として行う宣誓と民法第22条の趣旨を満たすレベルだと認識している。

【岩佐副主幹】

政治家の住所という発言があったが、政治家と一般人では住所の考え方が異なるということか。

【平野氏】

民法としての住所は同じであるが、政治家は宣誓をしている以上、より明確に証明でき

なければならないと思っている。つまり、説明責任は本人が果たすべきである。

【青柳事務局長】

それぞれの証拠書類について、説明願いたい。

【平野氏】

この写真は、[redacted] という通報があり、撮影をした。[redacted]
[redacted] 生活の重心論の確固
たる証拠である。

【青柳事務局長】

これは [redacted] ということか。

【平野氏】

そうである。

続いて、これは横須賀のマンションの [redacted] の写真で [redacted]
[redacted] たまたま住んでいたのかもしれないが誰かは住んでいることが分かる。
[redacted] 何のために
そのようなことをしているのか。そういうことも含めて、偽装の疑惑は極めて高いと考えて
いる。

これらは匂坂氏が [redacted] 写真で、[redacted]

[redacted] 横須賀のマンションの写真も踏
まえると総合的に常識で考えて、重心はどちらにあるのか明白だと思う。

写真は他にも大量にあるが、これ以上は必要がないと判断した。匂坂氏が [redacted]
[redacted] 定期的に見ていたが、ほと
んど [redacted] 家族
が使用していたという主張をするのかもしれないが、客観的に見て疑わしいため、説明責
任を本人が果たす必要があると思う。

刑事の「疑わしきは罰せず」とは異なり、民法や行政審理で 51%以上疑わしい場合は
「黒」とすべきであるため、市の選挙管理委員会としても、そのように判断すべきである。

登記簿謄本については、共有名義である [redacted]

[redacted] 重心論が分かってくると思う。謄本の内容を見れば、[redacted] こと
から、どういう意味が分かるはずである。

私としては足を洗うように言っていた。私の中では「白」ではなく「黒」である。

【菊池委員長】

匂坂氏が [redacted] マンションにあるということは分か

った。逗子市に家族5人が同居している根拠が薄いということを主張しているという認識で間違いないか。

【平野氏】

私の中で、横須賀のマンションにおおむね重心があると思っている。

ことから、そのように推測している。

【菊池委員長】

マンションは不動産であるが、車は動産である。その匂坂氏の

にあるという主張はよく分かった。確認をしたいのは、逗子市沼間に家族5人が同居している根拠が薄いというご見解でよいか。

【平野氏】

それも1つである。

【青柳事務局長】

他に質問がないようであれば、1件目の匂坂祐二氏に関する陳述を終了する。

【青柳事務局長】

続いて、2件目の服部誠氏に関する陳述をはじめること。

【平野氏】

考え方の前提としてある各種法律論については、匂坂氏の説明時と同様にお手元に配付したとおりである。

不動産登記簿謄本を見れば、横浜市のマンションに対して、
年以上にわたって住宅ローンが組まれていることが分かる。

服部氏の妻子は住民票上横浜市にしていることになっており、本人ももともと横浜市に住んでいたが、介護や看病という何かの目的で一時的に実家にいることになっている。しかし、それによってインフラを消費したとしても、それは元の場所、横浜市に家族が生活している限りは、服部氏の行動は単なる宿泊や寄留と同様の扱いである。住所の異動は最高裁の判例等を含めても、民法上認められないという認識でいる。つまり、親の介護で逗子にいたとしても生活の重心は移動しておらず、服部氏の住所は横浜にあったと認識している。

服部氏は、選挙公報でも社会福祉協議会での勤務年数を21年と書いていたが、その間の通勤手当は横浜市のマンションから勤務地までの手当を受給していたと考えられ、その後、選挙のためだけに住民票を移したと思われる。

服部氏が理事を務めていたNPO法人すこやかいきいき協議会の登記簿謄本において、昨年2月の解散までは住所が横浜市になっていた。2024年12月に私と先輩同僚議員がすこやかいきいき協議会を含めた公職選挙法の寄付に関わる違法疑惑を追及したのち当該

協議会は解散することとなった。参考に伝えと、現在は完了していると思われるが、清算結了に時間を要し、神奈川県から違法状態であると指摘を受けたこともあった。

解散時に住所を逗子市に変更したようだが、少なくともそれまでは横浜市に住んでいたと思われる。一方で、横浜市のマンションにおける登記簿謄本はローンの関係もあるため、引き続き横浜市の住所になっている。

先日記事になった週刊誌について、とあるインターネットページのコメント欄で[]が証言をしていた。内容は、[]という旨であった。服部氏を擁護しているように見えるコメントであるが、生活の重心論以前に[]ということ証言するものであった。

母親が亡くなった以降に慌てて行ったとされる重心の偽装については公職選挙法が求める住所要件には絶対になり得ないと考えている。例え母親の介護期間に毎日住んでいたとしても、法的な居住とは見なされないと考える。

[]生活の重心が横浜にあるだろうと思われる。

[]真の生活の重心が横浜にあることは完全に証明されている。

公共料金は生活の重心を測る指標であって住所を測る指標とならないことは、民法の第22条の基本である。

公平性を担保するために伝えるが、[]と聞いている。また、[]証拠についても保管している。家族ということではないので、除斥事項に該当する訳ではないが、採決の際には自主的に退席すべきではないかということを意見して、陳述を終える。

【青柳事務局長】

2件目の陳述が終了した。異議申出人の陳述を受け、逗子市選挙管理委員会及び逗子市選挙管理委員会事務局から質問を行うが、その前にそれぞれの証拠書類について、説明願いたい。

【平野氏】

逗子市及び横浜市の家の不動産登記簿を提出したが、[]横浜市のマンションの不動産登記簿では、服部氏がローンを組んでいることが分かり[]こちらに生活の重心があることが客観的に分かる。また、[]

逗子市に住めば問題ないにもかかわらず、現在も残しているというのは将来回帰する意思があることの明確な証拠である。

年末年始にかけて逗子の実家を撮影した写真では、服部氏が横浜の自宅に帰っていたと推察され、単身赴任や出稼ぎと同様に生活の重心は横浜にあったとされる。服部氏は基本的にから聞いている。

と思われるが、ことや声を聞いている。証言を聞いている。という証言も聞いているが、判例を見る限りでは、寝泊まりをしていることをもって住所がそこであるということではないと認識している。

【青柳事務局長】

逗子の家を写している写真では、服部氏がということを証明したいということか。

【平野氏】

そのとおりである。少し見づらいかもしれないが、ことで、横浜市のマンションにいたと思われる。提出した写真以外にも見に行ったことがあったが、時があった。そもそも異議の申出をするつもりはなかったが、議会で指摘した後も引き続き状況は変わらなかったため、異議の申出をした。

【岩佐副主幹】

寝泊まりしているしていないに関わらず、重心がどちらにあるかという話をされている一方で、提出された写真はどちらで寝泊まりしているかという証拠に見えるが。

【平野氏】

2拠点生活をしているという証拠である。

今回の異議の申出の中で、特に服部氏について、公共料金や寝泊まりを重視するか、家族との重心を重視するか、住所判断の象徴的な事例であると思っている。民法第22条の定義というのは公共料金で判断するのではない。過去の判例では、選挙管理委員会は他に調べる手段がないため、公共料金で判断しているのであって、本来は重心がどこにあるかで判断することとなっている。単身赴任等は住民票を移しているが、それは住所が変わっていないというのが当然の考えである。もし可能だったら、弁護士にも確認してもらいたいが、学区、免許証、車庫証明、国籍においても同様に重心論で判断することとなっている。

逗子の家の写真を提出したのは、私が捜査できるのがこれくらいであったということ。

【青柳事務局長】

改めて確認であるが、この写真はこういったことを証明する写真なのか。

【平野氏】

逗子にいないということは横浜にいるということで、帰る場所があるという証明である。[REDACTED] 使用していたとすると、なぜ使用する必要があるのかという話になる。

【竹村委員】

今は、勾坂氏について述べる状況ではないが、異議申出書において「服部市議の場合、引き続きの条件に過去、4年間違反していた可能性もあり、そちらの調査も同時に求める」と記載があるが、勾坂氏の場合はその必要がないということか。

【平野氏】

そうではなく、勾坂氏の場合は本件の対象期間となっている3か月で十分判断できるということと、服部氏の方が操作している印象があったため、あえて記載した。本異議の申出については、3か月と限定していることは承知しているため、本当に実行するとすれば、別の方法で調べるべき内容であると認識している。ただ、現職については、3か月では判断できず、4年間を調べなければ分からないのではないかと考えている。

【岸名委員】

私について、提出のあった資料では [REDACTED] と記載があるが、そのとおりである。ただ、今回のように疑われることを避けたかったため、[REDACTED] 服部氏との関係について、意図しない形で疑われないように普段から気を付けている。

【平野氏】

【岸名委員】

【岩佐副主幹】

選挙管理委員会側から意見する場ではないため、控えてください。

【平野氏】

私が調べた限りでは私には採決の際に退席させる権限はなく、疑われることは極力避けた方がよいため、自主的に退席した方が望ましいのではないかと意見しただけである。

【岸名委員】

それについては反論しないが、[REDACTED] に違和感がある。

【青柳事務局長】

改めて言うが、選挙管理委員会側から意見する場ではない。

【岸名委員】

失礼した。

【菊池委員長】

匂坂氏の件も含めた、生活の重心論に基づく民法第22条の平野氏の解釈について主張されている内容や被申出人に対して疑っていることについて、理解できた。そこで1点確認であるが、「疑わしきは罰する」という話が出たが、判断の基準を選挙管理委員会に求めるということによいか。

【平野氏】

51%以上の蓋然性を持った場合には、罰すべきであると考えます。刑法では完全な「黒」でない場合は「白」という考えであり、民事裁判でもそうだが…。

【菊池委員長】

我々は裁判所ではなく選挙管理委員会である。平野氏の主張を理解した上で判断しようとしているのだが、51%以上疑われる場合は罰すべきという主張によいか。

【平野氏】

「黒」で出して、証明をするのは本人であるという認識である。全国で行われた過去の選挙管理委員会の判断というのは、疑わしきは「白」という内容であったが、2020年に総務大臣が通達を出してイレギュラーを抑制すべきとし、翌年に宣誓制度が導入され、変わったと思っている。宣誓制度が導入されたことによって、51%以上であれば選挙管理委員会は「黒」で判断し、本人が証明をして50%以下にすべきと認識している。

【菊池委員長】

疑わしい場合は本人が証明すべきであると主張しているということによいか。

【平野氏】

それが宣誓書の趣旨だと認識している。

【菊池委員長】

平野氏のいう宣誓書とは。

【平野氏】

公職選挙法で定められた、立候補時に提出をする宣誓書のことである。

【菊池委員長】

本日は、解釈について議論するという場ではないが、平野氏の解釈については理解した。

【岸名委員】

必要であれば退席したい。

【菊池委員長】

改めてとなるが、本日は議論をする場ではなく、平野氏の意見を聞く場である。

【竹村委員】

イレギュラーというのは、ある程度認めるが必要以上に認めないということか。

【平野氏】

イレギュラーを抑制すべきというのは、私が既に参考として提出した資料に記載してある。2拠点生活だからといってダメとしている訳でなく、政治家を目指さない時から2拠点生活だったという人や、国籍判例で住所と家族は日本にあったため「黒」とされたが、新しい家族と別に暮らしていたため「白」とされたケースはある。イレギュラーなケースは誰から見ても重心がはっきりしている場合である。

【青柳事務局長】

他に質問がないようであれば、2件目の服部誠氏に関する陳述を終了する。

【青柳事務局長】

それでは、3件目の伊東万美子氏に関する陳述をはじめること。

【平野氏】

伊東氏に関しては、[REDACTED] 事実に十分に鑑み、国家の公的証明たる登記簿および最高裁・大審院が確立した「生活の重心論」の絶対原則について、参考に配付した資料のとおりとする。本件は、最もシンプルな出稼ぎ型居住偽装の「黒」事案であり、民法第22条が定める住所の本質について、明確に説明していきたいと思う。

提出した不動産登記簿謄本にも記載されているとおり、伊東氏は[REDACTED]戸建てのマイホームを持っており、そこに家族が暮らしている。隣町にマイホームがある人が家族を置き、わざわざ隣町のアパートを借りて立候補する行為は、法的には単なる「出稼ぎ」であり、仮にそこで100%寝泊まりしていたとしても、単身赴任、出稼ぎ、被災地避難住所判例、国籍、学区、車庫証明、免許証や車検証等と同様に、住所や生活の本拠の移転として絶対に認められない。

証拠書類として提出した法人の登記簿謄本について、[REDACTED]

[REDACTED] その本店所在地は葉山の家の住所であり、登記上の本人の自宅住所も同様である。また、[REDACTED]

葉山の家の不動産登記簿についても、引き続き葉山のままであり、公文書からも生活の重心は葉山にあると推察される。

証拠書類として提出した写真について、後ほど詳しく説明しようと思うが、あらかじめ選挙管理委員会事務局に確認した上で本件期間が12月14日から開始するという認識でいたため、[REDACTED] にかけて毎晩毎朝逗子と葉山の駐車場の所在を確認

していた。[redacted]に偶然家族という伊東氏と会い、[redacted]
ということだったが、その前の[redacted]に私は葉山の家に行っており家族といったこと
や車があったことを確認していた。

証拠書類として提出したスクリーンショットのように、葉山の家の向かいにある[redacted]
[redacted]色々な方から、匿名でのメールや電話、実名で連絡があ
った。私が行った、葉山及び逗子の子の確認と突き合わせると[redacted]
[redacted]は確認できなかった。

それ以降について写真は撮影していないが、[redacted]
[redacted]確認できなかった。そのことに対して、新聞報道で
は「息子がアルバイトで車を葉山に乗って帰っていた」と伊東氏は話しているが、その分
の交通費がアルバイト先でどのように扱われているか、確認すべきである。

また、[redacted]疑惑
の声を聞いており、選挙管理委員会は能動的にそのことについても確認すべきである。

仮に運転免許証を所持していたとしても、[redacted]
[redacted]
[redacted]という確認が必要である。[redacted]
[redacted]もし日常的に息子が運転で
きるように全年齢対象に設定していれば、[redacted]
[redacted]経済的な合理性が破綻する。

[redacted]可能性もある。[redacted]を運転し
ているのはほとんどが伊東氏のみで、[redacted]一度だけ目撃されただけで
あり、[redacted]実態の把握ができるのではないかと思います。

[redacted]メ
ールのやり取りをしている中で、[redacted]が分かったが、

[redacted]
[redacted]伊東氏の証言と車の動きが一致するか確認して欲しい。

[redacted]
[redacted]の支部長に確認した方が良いと思う。

私は[redacted]ヒアリングを行い、[redacted]
[redacted]という証言を受けており、党と地域では連絡フローが異なるというこ
とも聞いているため、それぞれ確認すべきである。

なお、伊東氏は[redacted]証言をしてい
たが、[redacted]それによって、伊東氏
が逗子に宿泊しているためであると認識していたが、[redacted]

という目撃が寄せられている。[redacted]
[redacted]も目撃されており、おおむね逗子にいるようにも見えるが、生活実態は葉山にいるようにしか見えず、本人にアリバイの証言をさせるべきである。

既に選挙管理委員会には質問状を提出しているが、伊東氏の[redacted]確認をしたい。2024 年の[redacted]では、とある新聞社では[redacted]別の新聞社では[redacted]と記載されていた。逗子市議会議員選挙においては[redacted]そもそも[redacted]していたのではないかとはい

う[redacted]
単に[redacted]を確認したい訳ではない。不動産登記簿を見ても明らかなおとおり、

[redacted]経済的
活動の根拠を問うために確認すべきだというふうに指摘したいと思う。

選挙管理委員会に能動的調査を求めるべき決定的な新事実を提示する。被申立人は[redacted]を行っている。

[redacted]
このことについても調査をした方がよい。調査をすることによって、生活の重心が確認できると思う。

聞き込みにおいて、本人が葉山で[redacted]目撃証言は多数あるが、[redacted]
[redacted]に聞いても[redacted]は確認されていない。直近
でも[redacted]で目撃されており、
[redacted]
と思われる。[redacted]証言が報告されている。

私が居住実態について、いつから違和感を持ったかという点、[redacted]の初対面の時からであった。どこに住んでいるのか訊ねたところ「逗子5丁目」と答えた。私は逗子7丁目に住んでおり近所であるため、誰もが判別できるはずの場所であるにも関わらず、私も地域住民の誰も伊東氏を知らなかった。そして、自治会が存在するのに加入歴はないため、政治家をやる人ではありえないと思い、調査を開始した。

[redacted]からの通報や、ホームページの検索によって伊東氏の会社、過去2回の国政選挙のデータや[redacted]すぐに生活の本拠は割り出され、不動産登記簿謄本や法人登記簿謄本を取得し、生活実態の矛盾と違和感があり、調査を続けた。

公文書やネット上にある伊東氏の情報、[redacted]息子のバイト先への

交通費申請状況等の客観的な証拠を確認すれば分かるのではないかと。

また、当選証書授与式当日に、[REDACTED] という通報も聞いている。「輝く逗子」を謳うのであれば、いわゆるイレギュラーを抑制するという
ことで、2020 年の総務大臣の通達、2021 年から開始した宣誓書制度によって、本人が明確に 51%以上「白」ということを明確に証明する必要がある。以上で、陳述を終える。

【青柳事務局長】

3 件目の陳述が終了した。異議申出人の陳述を受け、逗子市選挙管理委員会及び逗子市選挙管理委員会事務局から質問を行うが、その前にそれぞれの証拠書類について、説明願いたい。

【平野氏】

不動産登記簿謄本では、[REDACTED]
ていることが分かる。

法人登記簿謄本では、[REDACTED] 葉山町になっている。

ストーカー行為規制法や探偵業法に抵触しないように、車の確認や公開情報だけで確認をしている。

提出した写真では、[REDACTED] 写真から提出をした。[REDACTED]
車が一緒に写っている。伊東氏が借りている駐車場については、[REDACTED]
数多く写真を撮っている。逗子の家や駐車場、葉山の家について、
主に車の有無を撮影した。提出したのは一部であり、[REDACTED]
まで撮影をしてきた。

[REDACTED] たまたま市内を歩いていたら、[REDACTED] 車が走っていたため写真を撮ることができた。

葉山に [REDACTED] 時は、もちろん逗子は [REDACTED] であるが、逗子に [REDACTED] 停まっている時は、葉山に [REDACTED] 停まっているか、もしくは [REDACTED] の時もあった。

[REDACTED] くらいまでには逗子の
駐車場に車が停まっていた。

証拠書類として提出したショートメッセージのスクリーンショットのようなやり取りをメールや口頭で数多く言われる。[REDACTED] と思う。

車に乗っているのが本人ではなく息子だとするのであれば、ほぼ毎日であるため、それがアルバイトによるものであれば息子のアルバイト先の勤怠簿を確認すべきあり、そのことを本人が証明する必要がある。

公共料金の使用量について、もし 1 人分の使用があったとしても、逗子の家が後援会事務所に設定されており、複数のボランティアが出入りしていたと思われるため、1 人分の使用量があったとしても、それは証拠にはならない。昨年の住民票を移してから直近までの使用量を確認すれば実態が分かると思う。

■ 葉山には2人住んでいることになっているが、娘を見かけないという話もあるため、他のところに行っているかもしれない。それは、公共料金の使用量を見れば分かれると思う。

【青柳事務局長】

ショートメッセージを送っている人は何人いるか。

【平野氏】

今回証拠書類として提出したショートメッセージのスクリーンショットは、■ である。その他、提出はしていないが、Eメールで提出した方や匿名を希望する方もいた。

【稲垣主事】

ショートメッセージのスクリーンショットは2回に分けられて提出されたが同じ人か。

【平野氏】

■

【青柳事務局長】

どの写真がどこの駐車場か、説明をお願いしたい。

《平野氏より、提出された写真において、どの写真が逗子の駐車場の写真で、どの写真が葉山の家の駐車場であるか説明があった》

【平野氏】

車庫証明書を確認すれば、実態が分かると思う。

【青柳事務局長】

証拠書類の説明が終わったため、逗子市選挙管理委員会及び逗子市選挙管理委員会事務局から質問を行う。

【竹村委員】

車両について、12月の重要としている期間中、一般生活というより政治活動や選挙活動をしている期間中に、自家用車が自分の生活の拠点の周りに必ず必要なものなのかどうか、実際に活動している平野氏に聞きたい。

【平野氏】

参政党の車が葉山に迎えに行き、逗子で街頭演説をしているということがあったため、伊東氏が送迎してもらっていた可能性はあるが、一般的には車がなければ秘書を雇う等しない限り難しいと思う。政党から人が来たとしても、車は不可欠だと思う。

【岩佐副主幹】

話の中で、仮にそこで100%寝泊まりしていたとしても、生活の重心が違えば認められないという趣旨の主張をされてたと思うが、証拠書類として提出のあった車の所在を示す写真は、寝泊まりをしている場所の証拠ではないのか。

【平野氏】

論点が2つあり、私は生活の重心で判断すべきと思っているため、その論点の場合は提出した写真はあまり関係がない。ただ、寝泊まりを証拠として判断するのであれば、その場合であっても、逗子では基本的に寝泊まりをしていないという証明である。

【岩佐副主幹】

生活の重心論と車の所在は関係がないということでしょうか。

【平野氏】

仮に100%逗子に寝泊まりをしていたとしても、出稼ぎ労働の場合は重心が移っていないという考えが1つ。そもそも提出する必要はないが、私は寝泊まりすらもしていないと思っているので、寝泊まりをしていない証拠も提出したということ。要するに、
に車があり、
に車で移動して寝泊まりをしているという判断であるため、この証拠を提出した。

【岩佐副主幹】

改めて確認であるが、生活の重心論の証拠として、写真を提出しているということではない、ということでしょうか。

【平野氏】

そのとおりである。

【菊池委員長】

改めての確認となるが、今回の異議申出は令和8年3月22日執行逗子市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出で、理由としては、被選挙権に関わる居住実態の充足性に疑いがあるということでしょうか。

【平野氏】

はい。

【菊池委員長】

異議申出書と口頭意見陳述の内容で異なる部分があったため質問する。提出のあった補足資料では「経歴詐称について確認すべき」と記載されているが、本件異議申出とは関係がないということでしょうか。

【平野氏】

そのとおりである。

【菊池委員長】

伊東氏は
ビジネスを行っており、以前は葉山の家で
していたところ、
逗子に移っている、とご主張をされていたが、ビジネスを行っている場所と生活の本拠がどのように関係するか確認したい。

【平野氏】

伊東氏は葉山に自宅があり、葉山で事業をやってきた。それは、
ビジネスも同様である。それが、
新聞報道以降、逗子のアパートで
始めたということ

は、客観的に見て住所を隠蔽工作するためにやったという疑いがあったので、述べた。逗子の選挙に出る前から葉山で[]をしていて、葉山で[]できるものを逗子でやり始めた。選挙に出るための出稼ぎであると判断をした。

【菊池委員長】

ビジネスを行う場所と生活の本拠は一致すべきと考えるか。

【平野氏】

そういったことではない。本人は、法人登記簿の住所を葉山にしている上に事業を葉山でやっていた。逗子で事業をやるのであれば、登記簿もそのように届出する必要がある。葉山に自宅があって法人登記簿の住所も葉山の家になっているため、言っているのである。

【菊池委員長】

法人登記簿の住所が葉山になっており、葉山で事業をやっていたことが、居住実態においても疑わしいということでしょうか。

【平野氏】

疑わしいは疑わしい。

【菊池委員長】

事業と居住要件についても、か。

【平野氏】

総務省の通知の中でも、どこで所得を得ているかというのは参考にすべきであるが、例えば私が、本店が横浜にあってそこで事業をしているところに勤務をして、住所が逗子にあったとしても、別に一緒にでなければならないというのはない。

【菊池委員長】

それは、企業に所属していて、企業から給与を得る場合か。

【平野氏】

自分で会社を持っている場合でも雇われている場合でも、どちらでも問題はない。しかし今回の場合は、以前から葉山で自宅兼事務所として事業を展開している中で、変える必要もなく、法人の住所も変えていない中で、この[]を葉山から逗子に変えたというのは、住所を偽装するためにやったのではないかと思っている。

【菊池委員長】

事業をしているのは、葉山でできるのにも関わらず逗子で行っているのが疑わしいということか。

【平野氏】

そうではなく、葉山から逗子に引っ越しをした段階から、逗子に本店を置き、事業をやってきたということならば分かるが、何も変えていない。重心の偽装のためにやっているというのが、[]場所を変えているということが根拠になると思っ

ている。

【菊池委員長】

言いたいことは分かるが、[REDACTED] というのはどこの場所でもできると思う。偽装の疑いがあるということの裏付けの1つということではいか。

【平野氏】

そのとおりである。

【菊池委員長】

事業を行う場所と、生活の重心あるいは生活の本拠とは、別でもいいのか。

【平野氏】

北海道にいて事業をインターネットでやってる人もいるかもしれないし、それは重心の中に組み込まれる人もいれば組み込まれない人もいる。

【菊池委員長】

居住の実態と事業の実態が一致する場合もあれば、しない場合もあるということではいか。

【平野氏】

はい。

【竹村委員】

そのことをもって居住実態がないと言っている訳ではなく、[REDACTED] に急に変えたことが疑わしいということか。

【平野氏】

はい。

【菊池委員長】

今回の3人は、2拠点生活を営んでいるという考えもあれば、単身赴任をしているという考えもある。2拠点生活や単身赴任をしているということが、市議会議員としてふさわしくない、居住要件を満たさないということではいか。

【平野氏】

通勤圏であるため、単身赴任にも該当しないと思っている。

【菊池委員長】

単身赴任は居住要件を満たさないということではいか。

【平野氏】

2拠点生活は、住所がどちらか1つしかないと重心で判断する。その場合の法律解釈としては、単身赴任であっても出稼ぎであっても通勤圏内であるにも関わらず住所が2つあるのは認められないというイメージでいる。

【菊池委員長】

民法第22条の生活の本拠についても少し勉強をしており、先ほどから理解を深めようとしているため、ご主張はよく分かった。

最終的には今回の異議申出について、公職選挙法第10条の被選挙権や居住要件居住実

態で決めていかなければならないため考えを伺っているが、平野氏の考えの中の生活の中心には、単身赴任は認められないケースがあるということでしょうか。

【平野氏】

おおむね認められないと思っている。

【菊池委員長】

お考えの趣旨は理解できたと思っている。

【青柳事務局長】

他に質問がないようであれば、以上をもって口頭意見陳述を終了する。

令和8年3月22日執行逗子市議会議員一般選挙における
当選の効力に関する異議申出に関する証拠書類、現地調査、
証言等に基づく報告及び委員審査

1 日 時 令和8年7月31日（金）午前9時00分から午後0時00分まで

2 開催場所 逗子市役所5階選挙管理委員室

3 出席者

(1) 逗子市選挙管理委員会

菊池 尚 委員長、岸名 ゆみ子 委員、竹村 史朗 委員、熊倉 正顕 委員

(2) 逗子市選挙管理委員会事務局

青柳 大典 事務局長、岩佐 正朗 副主幹、稲垣 賢也 主事

4 概 要

- ・事務局による伊東氏に関する審査経過の報告及び決定書（案）の説明
- ・委員による伊東氏に関する証拠書類及び決定書（案）の確認、審査
- ・本決定書（案）を定例委員会の資料とすることの採択《全委員 賛成》
- ・事務局による服部氏に関する審査経過の報告及び決定書（案）の説明
- ・委員による服部氏に関する証拠書類及び決定書（案）の確認、審査
- ・本決定書（案）を定例委員会の資料とすることの採択《全委員 賛成》
- ・事務局による匂坂氏に関する審査経過の報告及び決定書（案）の説明
- ・委員による匂坂氏に関する証拠書類及び決定書（案）の確認、審査
- ・本決定書（案）を定例委員会の資料とすることの採択《全委員 賛成》
- ・棄却となった場合のその後の流れの確認
- ・令和8年度第8回定例委員会当日の流れの確認

令和8年3月22日逗子市議会議員一般選挙における当選の効力に係る異議申出に関する

審査記録・概要

1. ヒアリング記録

【勾坂氏】

①第1回目ヒアリング

日時…令和8年6月11日14:45～

場所…選挙管理委員会

内容…当該異議申出の内容説明、証拠書類の提出について（別紙概要）

②第2回目ヒアリング

日時…令和8年7月1日16:20～

場所…選挙管理委員会

内容…証拠書類等の内容説明、生活実態に関する説明（別紙概要）

③第3回目ヒアリング

日時…令和8年7月16日11:00～

場所…選挙管理委員会

内容…本人の主張等内容の再確認

【服部氏】

①第1回目ヒアリング

日時…令和8年6月8日14:00～

場所…選挙管理委員会

内容…当該異議申出の内容説明、証拠書類の提出について（別紙概要）

②第2回目ヒアリング

日時…令和8年7月2日14:50～

場所…選挙管理委員会

内容…証拠書類等の内容説明、生活実態に関する説明（別紙概要）

③第3回目ヒアリング

日時…令和8年7月21日9:00～

場所…選挙管理委員会

内容…本人の主張等内容の再確認

【伊東氏】

①第1回目ヒアリング

日時…令和8年6月10日15:00～

場所…選挙管理委員会

内容…当該異議申出の内容説明、証拠書類の提出について（別紙概要）

②第2回目ヒアリング

日時…令和8年6月30日15:00～

場所…選挙管理委員会

内容…証拠書類等の内容説明、生活実態に関する説明（別紙概要）

③第3回目ヒアリング

日時…令和8年7月9日14:00～

場所…選挙管理委員会

内容…本人の主張等内容の再確認

2. 現地調査（住宅訪問・近隣聞き取り）記録

【匂坂氏】

①1回目現地調査（住宅訪問・本人立会）

日時…令和8年7月10日13:30～

場所…逗子市沼間1丁目8番2号及び横須賀市船越町

内容…提出のあった平面図と照らし合わせ、それぞれの部屋を確認。逗子市沼間の家については、台所（1階及び2階）、トイレ、エアコン（4台）、冷蔵庫（大小1台ずつ）、洗濯機、テレビ（2台）、ベッド（2台。父・長男用）等の設置を確認。横須賀市船越の家については、妻及び次女の部屋等を確認。

②2回目現地調査（近隣聞き取り）

日時…

場所…逗子市沼間1丁目8番2号の近隣住民

内容…本人居住実態の把握（別紙概要）

【服部氏】

① 1回目現地調査（住宅訪問・本人立会）

日時…令和8年7月9日10:00～

場所…逗子市沼間5丁目16番29号及び横浜市金沢区

内容…逗子市沼間の家については、リビング・ダイニングキッチン・服部氏及び父親の部屋等を確認。テレビ（2台）、エアコン（3台。うち、父親の部屋にある1台は1986年販売MSHE-2038RF）、冷蔵庫（2台）、電子レンジ、炊飯器、ホットカーペット、ガスヒーター等の設置を確認。横浜市金沢区の家については、リビング、キッチン、妻の部屋、娘の部屋、息子が以前使用していた部屋等を確認（娘の部屋は娘が在室だったため、所在のみ確認）。テレビ、エアコン（3台。うち、リビングにある1台は2005年販売MSZ-Z50RS-W）、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、ホットカーペット等の設置を確認。服部氏が宿泊する際に寝室としている場所は妻の部屋であり、その部屋の押し入れにあった服部氏の洋服は1・2泊程度あった。

② 2回目現地調査（近隣聞き取り）

日時…

場所…逗子市沼間5丁目16番29号の近隣住民

内容…本人居住実態の把握（別紙概要）

【伊東氏】

① 1回目現地調査（住宅訪問・本人立会）

日時…令和8年7月1日9:00～

場所…逗子市逗子5丁目2番32号ハーミットクラブハウス逗子Ⅲ101

内容…提出のあった「現住所地の賃貸住宅部屋内部写真」と照らし合わせ、それぞれの部屋を確認。シングルベッド、化粧台、姿見鏡、ソファ、テーブル、観葉植物、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、カーテン等の設置を確認。クローゼット内には、洋服が多数あった。

② 2回目現地調査（近隣聞き取り）

日時…

場所…逗子5-2-32ハーミットクラブハウス逗子Ⅲ101の近隣住民

内容…本人居住実態の把握（別紙概要）

③ 3回目現地調査（住宅訪問・本人立会）

日時…令和8年7月13日10:00～

場所…葉山町長柄

内容…経営する会社の事務スペース、長女及び長男の部屋等を確認。風呂の保温装置（令和7年設置）及びエアコン等の設置を確認。

3. 口頭意見陳述

異議申出人の口頭意見陳述

日時…令和8年7月22日10:00～

場所…議会会議室

内容…異議申出書の内容を補完及び証拠書類の説明（別紙概要）

4. 選挙管理委員会委員の審査等

①第1回審査状況報告

日時…令和8年7月7日9:30～

場所…選挙管理委員室

内容…審査の進捗状況及び証拠書類等の報告（別紙概要）

②第2回審査状況報告

日時…令和8年7月22日11:30～

場所…議会会議室

内容…審査状況の説明及び委員意見交換（別紙概要）

③証拠書類、現地調査、証言等に基づく報告及び委員審査

日時…令和8年7月31日9:00～

場所…選挙管理委員室

内容…審査報告に基づく選挙管理委員の意見、審査等の取りまとめ（別紙概要）

5. 審査（審理）終了日

令和8年第8回逗子市選挙管理委員会定例委員会

日時…令和8年8月4日9:00～

場所…議会会議室

内容…定例委員会に議案として提出し、最終審査の結果、全会一致により決定（別紙概要）

6. 提出された証拠書類

【匂坂氏】

- ・現住所地及び前住所地における水道、電気、ガスの使用量がわかる書類
- ・現住所地に送付された郵便物
- ・主な地域活動の実績
- ・本人陳述書
- ・近隣住民陳述書
- ・平面図（現住所地）
- ・平面図（現住所地）

【服部氏】

- ・現住所地及び前住所地における水道、電気、ガスの使用量がわかる書類
- ・運転免許証の写し
- ・住民票記載事項証明書の写し（妻・長女）
- ・住民票の写し（長男）
- ・現住所地に送付された郵便物
- ・本人陳述書及び経緯説明書
- ・グリーンヒルでの活動について
- ・父親の陳述書
- ・妻の陳述書
- ・日用品等の購入履歴（レシートの写し）
- ・クレジットカードの写し
- ・移動履歴が分かる画面の写し

【伊東氏】

- ・現住所地及び前住所地における水道、電気、ガスの使用量がわかる書類
- ・現住所地の賃貸借契約書の写し

- ・ 現住所地の駐車場使用契約書写し
- ・ 各種公的書類等の住所変更したもの（運転免許証・生命保険書類・銀行カード）
- ・ 現住所地に送付された郵便物及び宅配便
- ・ 前住所地の土地、家屋の所有者がわかるもの（登記簿謄本の写し）
- ・ 地域との関係がわかるもの（共用ごみステーション利用協力金・歴史を学ぶ会）
- ・ 本人陳述書及び経緯説明書
- ・ 親族の陳述書（長男）
- ・ 現住所地の近隣住民からの陳述書（逗子 [REDACTED]
- ・ 前住所地の近隣住民からの陳述書（葉山町長柄 [REDACTED]
- ・ 日用品等の購入履歴（レシート等の写し）
- ・ 現住所地の賃貸住宅部屋内部写真
- ・ インスタグラム投稿写真一覧

逗子市選挙管理委員会会議録

(第8回定例会)

開催日時 令和8年8月4日(火)
午前9時00分開会 午前9時45分閉会

開催場所 議会会議室

出席者 委員長 菊池 尚 委員 岸名 ゆみ子
委員 竹村 史朗 委員 熊倉 正顕

事務局出席者 事務局長 青柳 大典 副主幹 岩佐 正朗
主 事 稲垣 賢也

(傍聴者)

1名

(議案一覧)

- 議案第65号 選挙人名簿登録者の抹消について
議案第66号 在外選挙人名簿登録者の抹消について
議案第67号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること
議案第68号 令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の
逗子市議会議員選挙における当選人勾坂祐二氏に関する当
選の効力の異議申出について
議案第69号 令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の
逗子市議会議員選挙における当選人服部誠氏に関する当選
の効力の異議申出について
議案第70号 令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の
逗子市議会議員選挙における当選人伊東万美子氏に関する
当選の効力の異議申出について

(議事録)

【青柳事務局長】

定刻になったため、会議を始める。開会の前に本日は傍聴者がいるため、傍聴者に注意事項を申し上げる。議事に対する発言や他の方との会話は控えること。カメラやスマートフォン等による撮影、録画、録音は控えること。その他議事の妨害となるような行為や他人の迷惑となるような行為をしないこと。退場を指示されたときは、速やかに退場すること。

それでは、委員長に議事の進行をお願いする。

【菊池委員長】

只今から、第8回定例委員会を開会する。本日の議案は、お手元に配付したとおり6件。それでは議案の審議に入る。「議案第65号 選挙人名簿登録者の抹消について」を議題とする。事務局に説明をお願いする。

【青柳事務局長】

「議案第65号 選挙人名簿登録者の抹消について」。別紙の者は、公職選挙法第28条第1号及び第2号に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。令和8年8月4日提出。逗子市選挙管理委員会委員長菊池尚。続いて、別紙の説明をする。死亡は男28女25計53人。4月抹消は、男144女130計274人。その他は、男女ともに0。合計は、男172女155計327人。以上。

【菊池委員長】

只今の説明に対し、何か質疑はあるか。

《委員3名 「なし」と回答》

議案第65号について伺う。議案第65号について異議はないか。

《委員3名 「異議なし」と回答》

異議がないものと認め、原案どおり決定する。

次、「議案第66号 在外選挙人名簿登録者の抹消について」を議題とする。事務局に説明をお願いする。

【青柳事務局長】

「議案第66号、在外選挙人名簿登録者の抹消について」。別紙の者は、公職選挙法第30条の11第2号に該当する者であるので、在外選挙人名簿から抹消する。以下省略。別紙の説明をする。在外選挙人名簿登録者抹消者、死亡・国籍喪失は、男女ともに0。4月抹消は、男2女0計2人。その他は、男女ともに0。合計は、男2女0計2人。以上。

【菊池委員長】

只今の説明に対し、何か質疑はあるか。

《委員3名 「なし」と回答》

議案第66号について伺う。議案第66号について異議はないか。

《委員3名 「異議なし」と回答》

異議がないものと認め、原案どおり決定する。

次、「議案第67号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること」を議題とする。事務局に説明をお願いする。

【青柳事務局長】

「議案第67号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること」を議題とする。公職選挙法第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定める。途中省略。人数について、男0女2計2人。以上。

【菊池委員長】

只今の説明に対し、何か質疑はあるか。

《委員3名 「なし」と回答》

議案第67号について伺う。議案第67号について異議はないか。

《委員3名 「異議なし」と回答》

異議がないものと認め、原案どおり決定する。

次、「議案第68号 令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の逗子市議会議員選挙における当選人勾坂祐二氏に関する当選の効力の異議申出について」を議題とする。事務局に説明をお願いする。

【青柳事務局長】

3月22日執行の市議会議員一般選挙における3月31日付けで提起された当選の効力に対する異議申出の3件について、その審議を終了し、異議申出人に対して決定書を交付しようとするもの。当該異議申出は、当選人3人について提出している。事前に提出された資料の説明、調査の状況については事務局より各委員へ報告しており、一定の理解をいただいているところだが、改めて1件ずつ、各議案説明として概略を説明する。

令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の逗子市議会議員選挙における当選人勾坂祐二氏に関する当選の効力の異議申出について、説明する。

決定の内容は、「本選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められなかった」ため棄却をするもの。

決定書の記載内容について、説明する。本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたもの。市議会議員選挙の「被選挙権」を有するためには、選挙が執行された3月22

日時点において「引き続き3か月」以上、本市に住所を有することが必要となる。

住所とは、判例の趣旨等に照らすと「その人の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべきであり、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているかどうか」であって、その生活の本拠とは、「その者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心」を言い、「滞在場所が昼夜で異なることが多い場合は、夜間寝泊りをしている場所を中心として検討するのが相当」とされている。

また、その者の所有財産の所在地、その家族の居住地、またはその者の特殊な生活の営まれる土地等によって左右されるものではなく、このため、本件異議申出については、「客観的な生活の本拠の実体」、「夜間寝泊りをしている場所を中心に検討」、「所有財産の所在地や家族の居住地または特殊な生活をする土地等に左右されない」ことを踏まえ、審理を進めた。

客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かの判断は、第一に「夜間寝泊りしている場所」、すなわち「所有財産の所在地や家族の居住地」等に左右されず、特別な事情がない限り、「現に起臥している」ところに住所があると考えられる。実際には、遑って「現に起臥している」かどうかの客観的な証明は非常に困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人の意見陳述、提出資料及び関係者からの証言等をもとに、本件期間である令和7年12月22日から令和8年3月22日までについて、当選人の現に起臥しているところを総合的に判断することとした。

判断のポイントについては、大きく3点ある。

1点目は、水道・電気・ガスの使用量からの判断。当選人の現住所地及び申出人から居住しているのではないかとされる市外のマンションについて、いずれも使用量のわかる資料の提出があったが、当選人が主張する居住実態と大きく乖離するものではなかった。

2点目は、現地居住実態調査及び当選人の陳述からの判断。現住所地及び市外マンションについて、その居住実態を調査したが、家具や日常生活用品等から、実際に生活していることが推認され、申出人から家族で住むには狭いとされる現住所地の居住スペースについては120㎡以上あり、生活には十分な状況が確認された。

3点目は、地域活動等地縁関係からの判断。当選人は、市議会議員の傍ら「家業である畳店」を父から継いでおり、これまで消防団第3分団、逗子市商工会青年部、逗子葉山青年会議所、沼間小学校及び逗子小学校PTA等での活動実績があり、現在も東逗子商栄会会長や逗子市商店街連合会理事や逗子ポイントカード事業協同組合副理事業等様々な地域活動を継続している。

また、現住所地において貸店舗にて惣菜・弁当店を経営している方からも朝の仕込み時間から夜までいる中で、当選人とよく顔を合わせるという陳述書も提出されている。

申出人の主な主張は大きく3点あり、それぞれ説明する。

1点目は、共有名義不動産について。当選人は、市外に妻と共有名義のマンションを所有していることは認めているが、マンションは実の親の介護で居所が一定でない当選人の妻や次女が使用、当選人は現住所地において父、息子らと暮らしているという主張であり、水道・電気・ガスの使用量からも特にその主張と齟齬は認められず、市外に共

有名義の不動産名義があることをもって現住所地に居住実態がないという判断はできないと考える。

2点目は、申出人が主張する車両の保管実態について。当選人によれば、普段、妻が使用している車両であり、自身は現住所地にある軽トラックを使用していると証言しており、自家用車の使用状況について、特に不自然な点は認められなかった。

3点目は、行政調査の必要性について。申出人は、当選人の現住所地の店舗兼用住宅には家族5名が住めるスペースがないのではないかと主張しているが、現地調査を行い家族数名で済むために必要なスペースは十分にあり、実際に水道・電気・ガスも相応の使用量があることが確認された。

最後に、申出人が証拠書類等として提出された事柄、写真等についてはいずれも限定的な日時における一時的な状況を捉えたものであり、それらは現住所地に生活の本拠があるという当選人の主張を覆すものではなく、採用できないと判断した。

以上のことから、当選人は生活の本拠が認められ、申出人の主張には理由が認められないことから、棄却の決定をしようとするもの。説明は以上となる。

【菊池委員長】

只今の説明に対し、何か質疑や意見はあるか。

【岸名委員】

市外マンションの面積はどれくらいか。

【青柳事務局長】

約 56 m²である。

【竹村委員】

住所の考え方について事務局から説明があったが、私としても過去の判例から当選人の住所がどこにあるのが相当か考えた。

前住所地マンションの面積、部屋数と子どもの成長を考えると、沼間の現住所の広い家に引っ越したことに不自然なところはないと考える。時を経て、妻が親の介護のために完全な同居をしていないことや娘が前住所地マンションに多くいることは、一般的に見られる現代での家族像であると思う。そこに自家用車の使用や生活の痕跡があるのは当然であると言える。

また、現住所地の同じ建物内のテナント店主の証言があり「仕事柄、早朝から夜遅くまで仕事をしているが、当選人が早朝から活動していること。夜沼間に帰宅していること」等が証言されている。このことは、実家の正業である畳屋、様々な地域活動等を行っている当選人の生活の実態が現住所地にあることと整合性があると言える。そのことを裏付ける水道・電気・ガスの使用があった。これらのことから、この決定が妥当であると考えている。

【菊池委員長】

その他、意見等あるか。

【岸名委員】

客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かという観点において審査された、現住所地及び市外マンションにおける水道・電気・ガスの使用量及び居住実態調査につ

いて、当選人の主張する現住所地と市外マンションにおいては各々相応の使用量があり、一般的な世帯の使用量との比較における差異については、各世帯の消費実態の差異のレベルであり、当選人が現住所地に居住していない根拠にはならないものとする。

また、車両の維持保管状況については、当選人は「妻が主に使用している」としているが、現住所地には当選人の所有する軽トラックがあること。実の親の介護で市外マンションを含め3か所を日常的に移動する必要がある妻が主として当該車両を使用しているという主張には合理性がある。以上の観点から、私はこの決定に同意する。

【熊倉委員】

特に意見はない。

【菊池委員長】

他に意見等がなければ、議案第68号について何う。議案第68号について異議はないか。

《委員3名 「異議なし」と回答》

異議がないものと認め、原案どおり決定する。

次、「議案第69号 令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の逗子市議会議員選挙における当選人服部誠氏に関する当選の効力の異議申出について」を議題とする。事務局に説明をお願いします。

【青柳事務局長】

令和8年3月31日付けで提出された同年3月22日執行の逗子市議会議員選挙における当選人服部誠氏に関する当選の効力の異議申出について、説明する。

決定の内容は、「本選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められなかった」ため棄却をするもの。

決定書の記載内容について、説明する。本件異議申出は、議案第68号の案件と同様の趣旨となるため、重複部分は省略する。

「住所について」は議案第68号と同一であるため、割愛する。

判断のポイントについては、大きく3点ある。

1点目は、水道・電気・ガスの使用量からの判断。当選人の現住所地及び申出人から居住しているのではないかとされる前住所地の住宅について、使用量を確認した。前住所地は当選人の主張する世帯人数と大きく乖離しない数値であるが、現住所地については、一般的な家庭よりもかなり使用量が多く、複数人が生活していることが推認された。当選人によれば、使用している電化製品等の製造年が古いものであることに加え、父が「冬期における暖房器具の使用頻度が高く、暖房器具を含めた電化製品をつけたままにすることがある」「水を流したままにする習慣がある」とのことであり、事情を考慮すると当選人の居住が推認される。

2点目は、現地居住実態調査及び当選人の陳述からの判断。現住所地及び前住所地の住宅について、その居住実態を調査したが、家具や日常生活用品等から、現住所地に実際に生活していることが推認され、また、当選人は前職の逗子市社会福祉協議会時代か

ら福祉のまちづくりに興味を抱き、「福祉のまちづくり」を政策立案、制度形成の立場に関与するべく、家族の理解を得て逗子市の生活の拠点を維持し、前回の市議会議員に立候補した経緯等について陳述書が提出されている。

3点目は、地域活動等地縁関係からの判断。当選人は、現住所地があるグリーンヒル内での自治会活動等に積極的に参画しており、地域内の一人暮らし高齢者等の見守り・生活支援や、防災委員会委員、美化推進の会等、緊急時の対応を含め、多様な活動を継続している陳述書が提出されている。

申出人の主な主張は大きく3点あり、それぞれ説明する。

1点目は、公文書登録の不整合について。申出人は、当選人が所有するローン物件の不動産住所が横浜市のままであると主張しているが、不動産登記簿の住所が変更されていないことをもって現住所地に居住していないとはまでは言えず、また「当選人が役員を務めるNPO法人の解散登記時に住所を逗子に移転したとされるが、現在も清算結了に至っていない」他、登記上の住所変更に関しては、直接当選人の居住実態に言及しておらず、現住所に居住していない証拠にはならないものと考ええる。

2点目は、家族基盤の所在について。申出人の「配偶者及び子が横浜市に居住している」「実家（現住所地）への滞留は一時的な寄宿の域を出ない」との主張については、現地において行った居住実態調査により、前住所地の住宅には当選人の衣類が1、2泊程度のものしかなく、現住所地には当選人の「ベッド」や「仕事を行うスペース」があること等から、当選人の本拠は現住所地であることが推認される。

3点目は、行政調査の必要性について。申出人の「横浜自宅との公共料金消費パターン、免許証、銀行ローン契約書等の公文書による比較調査を求める」他について、公共料金については当選人の主張する現住所地及び前住所地での居住形態と大きな乖離はないこと、免許証は現住所地で交付されていることを確認している。銀行ローン契約書については、公的文書として扱うことは不適と判断した。

最後に、申出人が証拠書類等として提出された事柄、写真等については、いずれも限定的な日時における一時的な状況を捉えたものであり、それらは現住所地に生活の本拠があるという当選人の主張を覆すものではなく、採用できないものと判断した。

以上のことから 当選人は生活の本拠が認められ、申出人の主張には理由が認められないことから、棄却の決定をしようとするもの。説明は以上となる。

【菊池委員長】

只今の説明に対し、何か質疑や意見はあるか。

【竹村委員】

水道使用量が多かったのは前住所地ではなく現住所地のことか。

【青柳事務局長】

そのとおりである。

【竹村委員】

前住所地に当選人の衣服が1・2泊程度しかなかったことに対して、現住所地ではどうだったのか。

【青柳事務局長】

現住所地についても、当選人立会いのもと調査を行ったが、当選人の父親の衣服も含めて豊富であったため、現住所地に生活していることが推認された。

【熊倉委員】

当選人がグリーンヒルにおいて多岐にわたる活動をしている点、その活動は早朝から深夜に至るまで時間を問わず対応にあたっている点等を考慮すると、現住所地に生活の基盤を置かなければ実現しないものと判断をした。また、近隣住民の証言においても、毎日のように見かける、掃除をしている姿をよく見かける等といった証言等を踏まえ、総合的に判断をすると、居住実態があると考ええる。

【竹村委員】

前住所地では当選人の生活を示すものではなく、現住所地には一時的ではなく実際に生活をしている形跡がはっきりと認められたことやそれを裏付ける水道・電気・ガスの使用状況が示されたこと。また、様々な活動に関して、グリーンヒルを中心に逗子市で実施しており、本人が逗子市に住み続けていることは合理的であると判断した。それらの活動の中には時間に関係なく対応することや緊急性を有することが多数あり、一時的な寝泊まりでは対応できないと考えた。領収書から毎日のように自宅周辺で買い物をしていることも確認できており、様々な活動と照らし合わせても整合性が高いと感じた。以上をもって、この決定は妥当であると判断した。

【菊池委員長】

他に意見等がなければ、議案第 69 号について何う。議案第 69 号について異議はないか。

《委員 3 名 「異議なし」と回答》

異議がないものと認め、原案どおり決定する。

次、「議案第 70 号 令和 8 年 3 月 31 日付けで提出された同年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員選挙における当選人伊東万美子氏に関する当選の効力の異議申出について」を議題とする。事務局に説明をお願いする。

【青柳事務局長】

令和 8 年 3 月 31 日付けで提出された同年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員選挙における当選人伊東万美子氏に関する当選の効力の異議申出について、説明をする。

決定の内容は、「本選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められなかった」ため棄却をするもの。

決定書の記載内容について、説明をする。本件異議申出は、議案第 68 号及び 69 号の案件と同様の趣旨となるため、重複部分は省略する。「住所について」も議案第 68 号及び 69 号と同一のため割愛する。

判断のポイントについては、大きく 3 点ある。

1 点目は、水道・電気・ガスの使用量からの判断。当選人の現住所地及び申出人から居住しているのではないかとされる前住所地について、使用量を確認した。現住所地及び前住所地について、当選人が主張する居住形態、世帯人員から想定される一般的な家

庭の使用量と大きな乖離はなく、当選人の居住が推認される。

2点目は、現地居住実態調査及び当選人の陳述からの判断。現住所地及び前住所地について、その居住実態を調査したが、家具や日用生活用品等から、現住所地には当選人が、前住所地には家族が実際に生活していることが推認された。また、当選人は交通利便性の高い逗子に以前から魅力を感じていたこと、自らが逗子市で活動する講座、講演活動の中で様々な課題や地域住民の考えに触れる中で政治活動を行う者として「逗子により暮らしやすいまちとなるよう、まちづくりに貢献したい」ということが本件選挙に立候補するきっかけであったという本人の主張は理解できるものと判断をした。

3点目は、ライフスタイル等からの判断。当選人は、令和7年6月に前住所地に子2人と世帯を別にしで現住所地に単身で転入しているが、子はすでに自立しており、必ずしも同居する必要はなく、当選人が経営する法人の事務所を住居併用の前住所地に置き、その所有する事務所の管理や会社経営の事務処理のために前住所地を訪れることは、何ら不自然ではない。

申出人の主な主張は大きく3点あり、それぞれ説明する。

1点目は、物理的所在の矛盾について。申出人は、「唯一の移動手段であった車両が、連夜は葉山町の自宅に所在していた。逗子市内で車両なしで宿泊、生活を営むことは困難である」との主張だが、当選人及び当選人の長男からは、「自動車は家族で共同使用している。」との主張があり、また現住所地が鉄道の駅や中心市街地から近いことを考えると、車両なしで市内で起臥、生活を営むことが困難とは考えにくく、むしろ葉山町で生活する子どもたちの方が中心に車両を使用していると考えられ、車両の有無と当選人の起臥している場所に相関関係があるとは判断できない。

2点目は、事務拠点の残留について。申出人の「事務管理や表札等の拠点が依然として葉山町の自宅に集中しており、不動産登記も葉山町のままである」との主張については、前住所地には、子どもが生活していること、当選人の経営する会社事務所があることから表札があることは不自然ではなく、不動産登記簿等の住所変更がなされていないことをもって現住所地で生活していないとは言えないものと考ええる。

3点目は、行政調査の必要性について。申出人の「生活廃棄物の排出実態、公的請求書、車庫証明、免許証、銀行口座、クレジットカードの請求先の調査を求める」ことについて、前住所地では子どもが生活をしており、生活廃棄物の排出は日常的に行われていること、免許証の住所や郵便物、宅配便の送付先住所は現住所地に変更されていることを確認している。

最後に、申出人が口頭意見陳述の読み原稿の中で、「逗子の有料ごみ袋を買ってごみステーションに捨てられた目撃証言は皆無、近隣挨拶もない」との指摘があったが、現住所地の近隣住民に聴き取り調査を行ったところ、聴き取りを行った3名のうち、2名は当選人の居住をはっきり確認できていなかったが、1名の方は、「時期ははっきりしないが、当選人は居住している」認識であった。現住所地は賃貸の集合住宅であり、居住者も頻繁に入れ替わることから、近隣住民も「常に意識しているものではない」ことを踏まえると、目撃証言が少ないことをもって現住所地で生活していないとまでは言えないものと判断している。

以上のことから 当選人は生活の本拠が認められ、申出人の主張には理由が認められないことから、棄却の決定をしようとするもの。説明は以上となる。

【菊池委員長】

只今の説明に対し、何か質疑や意見はあるか。

【岸名委員】

【青柳事務局長】

【岸名委員】

【青柳事務局長】

【竹村委員】

この当選人に関しては、「所有財産の所在地、その家族の居住地、またはその者の特殊な生活の営まれる土地等によって左右されるものではないと解すべき」という考えを踏まえる必要がある。現住所地に家具や家電といった実際の生活の痕跡があり、それを裏付ける水道・電気・ガスの使用が認められた。現住所地のゴミ捨てや近所付き合いについては、自治会には加入していないもののそれは前住所地でも同様であり、自治会に対してごみステーション使用料を支払っていることから、この点をもって居住実態がないとは言えない。

また、自家用車の件については、駅や市役所、まちの中心に位置する現住所地よりも葉山で生活する子どもの方が使用頻度が高いのは当然といえ、前住所地に自家用車が置いてあるという状況は合理性があると判断する。この決定について、妥当であると判断した。

【岸名委員】

当選人が葉山町長柄からの転入ということで、当選人や家族にとって、通勤や通学、買い物、子どもの習い事等の日常生活は、これまでも逗子市と深く結びついていた点は容易に考えられる。葉山に住む方は駅に行くために逗子に来る頻度が高く、逗子市民以上に逗子のことを知っている人もいるということを、私は日頃から感じている。そのため、政治活動や日常生活を送る上で、逗子に本拠を置くことは自然な流れだと思う。

逗子市で活動する講座や講演活動の中で様々な課題や地域住民の考えに触れ、政治活動を行う者として、逗子市がより暮らしやすいまちとなるよう、まちづくりに貢献したいという思いが強くなり、逗子市に住み続ける決意となった、ということは理解できるものであった。そのため、この決定は妥当であると思う。

【菊池委員長】

他に意見等がなければ、議案第 70 号について伺う。議案第 70 号について異議はないか。

《委員 3 名 「異議なし」と回答》

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗子市

異議がないものと認め、原案どおり決定する。

委員長という立場上、議事の進行があり、意見は述べなかったが、3件とも委員と同じ考えであるということを最後に申し添える。

以上をもって本日の議案の審議は全て終了したため、これにて第8回定例委員会を閉会する。事務局には、本日の会議録の作成をお願いします。

(署名)

ここに会議のてんまつを記載し、その相違ないことを確認し、署名する。

委員長 菊池 尚

委員 岸名 ゆみ子

委員 竹村 史朗

委員 熊倉 正顕